

令和2年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和2年12月4日（金曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和2年12月4日

(11日間)

至 令和2年12月14日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

日程第 6 議案第50号

日程第 7 議案第51号

日程第 8 議案第52号

日程第 9 議案第53号

日程第10 議案第54号

日程第11 議案第55号

日程第12 議案第56号

日程第13 議案第57号

日程第14 議案第58号

日程第15 議案第59号

日程第16 議案第60号

日程第17 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1番 春日 仁君

2番 大池 俊子君

3 番 上 條 倫 司 君
6 番 新 居 禎 三 君
8 番 百 瀬 章 君
1 0 番 小 林 幸 司 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君

5 番 百 瀬 昇 一 君
7 番 大 月 民 夫 君
9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	副 村 長	小林かつ代 君
教 育 長	根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者	上條憲治 君
企 画 振 興 課 長	藤沢洋史 君	税 務 課 長	篠町通憲 君
住 民 課 長	中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長	篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長	堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長	村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長	古畑佐登志 君	総 務 課 財 政 係 長	児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長	宮澤寛徳 君	書 記	上條美季 君
------	--------	-----	--------

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和2年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今定例会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

出席要求者の小林教育次長から、欠席届が出ております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、小林幸司議員、11番、小出敏裕議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12月14日までの11日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(三澤一男君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 本日、令和2年山形村議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年も残すところわずかとなりましたが、コロナで明け、コロナで暮れていく年となりました。

過日の11月24日、長野県において直近の一週間の新型コロナウイルス新規感染者が、人口10万人当たり6.57人となり、感染警戒レベルが、全県下レベル3に引き上げられました。また、12月2日は、長野広域圏に加え、北信広域圏についてもレベル4の特別警報が出されております。

村民の皆様には、改めて信州版の新たな日常のすすめにそった行動の徹底をお願いしているところであります。

それでは、行政報告を行います。工事の発注状況につきましては、報告書を添付させていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

今年度の重要課題でありますコロナ対策に係る主な事業についての説明を申し上げます。

村民の皆さん全員に、村内の登録事業者で利用していただけるチケット1人1万円を配布いたしました「わくわくチケット」につきましては、11月末現在で130の事業所に登録をいただき、49の事業所で5,200万3,000円が換金されております。利用実績は約60%であります。

次に産業振興の関係の、コロナ禍で売上げが減少した村内事業者を対象にした「事

業者特別支援給付金」につきましては、8月からの給付事業開始以降、個人事業者89人、法人事業者43法人、計132件、1,750万円、執行率で40%を給付しております。

申請期限は、令和3年1月15日でありますので、今後、駆け込みの申請もあると思われま

す。また、商工会の補助事業であります会員応援商品券事業や食事券発行事業も順調に利用をいただいております。商工会への新規加入者数が18件と大幅に増加したと報告を受けております。

そのほか、毎年行っております「道祖神と新そば祭り」の代替え事業の「新そば味わい祭り」への補助につきましては、事業登録店で1,000円の食事ごとに300円の割引券を配布する事業であります。10月31日から11月15日までの期間中7,000枚を超える割引券が配布されております。今後の経済効果に期待しているところであります。

以上、コロナ関連の主な事業の状況を申し上げます。

本日上程いたします議案について申し上げます。

トレーニングセンターのトイレ改修工事の変更契約が1件、条例の制定・一部改正など条例に関わる議案5件、令和2年度補正予算5件の、11件であります。それぞれ審議の上、可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後になりましたが、来年2月に予定されております山形村長選挙について申し上げます。

次期村長選については、私の健康面での問題もありましたが、先日の検診の結果、再発の心配はないということでありましたので、二期目の村長選挙に挑戦する決意をいたしました。

当山形村も少子高齢化が進み、人口減少が加速化してまいります。住んでよかったと思える住みがいのある村をつくるためには、役場全ての職員が十分能力を発揮し、また、村民の皆さんにも今まで以上のご協力をいただくことも必要になってまいります。

ポストコロナの社会像については経済も人の流れもグローバル化された社会から、生活に必要不可欠なものは自国で生み出す地域完結性、地産地消など地域の枠組みを重視する方向にシフトすることも予測されます。

課題山積の時代を迎えておりますが、村民の皆さんと協働で、未来に向けて持続可

能な村政の運営に努めてまいります。

議員各位をはじめ、村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和2年第4回議会定例会の開会のあいさつといたします。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、2陳情第2号の1件であります。

この1件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の「請願・陳情付託表」のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎議案第50号

○議長（三澤一男君） 日程第6、議案第50号「令和2年度トレーニングセンタートイレ改修工事の変更請負契約の締結について」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第50号「令和2年度トレーニングセンタートイレ改修工事の変更請負契約の締結について」の提案説明を申し上げます。

令和2年第3回山形村議会定例会で議決をいただきました令和2年度トレーニングセンタートイレ改修工事の請負契約において、工事金額に変更が生じました。

つきましては、議会の議決に付すべき契約となるため、受注者である株式会社ヤマジン代表取締役増田正氏と令和2年11月27日付で621万600円増額の6,176万600円の変更請負仮契約を締結しました。

この建設工事変更請負仮契約を本契約の締結とするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求める物であります。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第50号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前 9時12分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時23分）

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題といたしました議案第50号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。
-

◎議案第51号

- 議長（三澤一男君） 日程第7、議案第51号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長（本庄利昭君） 議案第51号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

本年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村議会議員選挙及び町村長選挙についても、選挙公営の対象とすることとされました。これに伴い、選挙公営の導入に必要な条例を新たに制定するものであります。

ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

- 議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、詳細説明があれば、これを許します。

- 議会事務局長（宮澤寛徳君） ありません。

- 議長（三澤一男君） それでは、議案第51号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
-

◎議案第52号

- 議長（三澤一男君） 日程第8、議案第52号「山形村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第52号「山形村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関連して山形村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する必要性が生じました。

内容につきましては、国税の改正に合わせ、令和3年1月1日以降の「特例基準割合」の引き下げが行われ、「特例基準割合」の用語自体の見直しが主な内容になります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○税務課長(旗町通憲君) ありません。

○議長(三澤一男君) それでは、議案第52号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第53号

○議長(三澤一男君) 日程第9、議案第53号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第53号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について地方税施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円引き上げる等の改正が令和3年1月1

日に施行されることに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○税務課長（箕町通憲君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第53号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第54号

○議長（三澤一男君） 日程第10、議案第54号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第54号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

52号の議案と同じく、地方税法の改正により、地方税の延滞金の割合が見直されたことを受け、これに準じて定められている本村の後期高齢者医療に関する条例においても同様の対応として、延滞金に係る規定の改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第54号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第54号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第55号

○議長（三澤一男君） 日程第11、議案第55号「山形村ふるさと伝承館設置条例の廃止について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第55号「山形村ふるさと伝承館設置条例の廃止について」の提案説明を申し上げます。

山形村ふるさと伝承館は令和2年度中に取壊しが決定されております。これに伴い、同館の設置に関する条例を廃止するものであります。

なお、この条例の廃止に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が必要となったため、附則において改正をするものであります。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第55号についての詳細説明はありますか。

○教育長（根橋範男君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第55号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第56号～議案第60号

○議長（三澤一男君） 日程第12、議案第56号から、日程第16、議案第60号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第56号から議案第60号までの令和2年度の補正予算5件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第56号「令和2年度山形村一般会計補正予算（第6号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第6号）は、歳入歳出予算及び債務負担行為、地方債の補正を行うものであります。

第1条の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出の総額に3,774万円を追加し、補正後の予算規模を49億7,570万5,000円とするものであります。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、地方交付税として普通交付税に1,270万7,000円、特別交付税に1,741万円、国庫支出金に242万9,000円を追加いたしました。

歳出予算では、総務費で2,132万9,000円、民生費で1,740万1,000円を追加する一方、商工費では1,207万円を減額計上いたしました。

第2条の「債務負担行為の補正」については、冷蔵ユニット借り上げ料の期間に誤りがありましたので、これを変更するものであります。

第3条の「地方債の補正」については、公共施設等適正管理推進事業債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、担当課長より後ほど説明を申し上げます。

次に、議案第57号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

国庫補助に伴う国保システムの改修費について、一般会計から特別会計への組み換えを行うほか、歳入では、本年度の普通交付金を先頃通知のあった交付決定額に合わせて減額するとともに、今後の保険給付費の支払いに備えるため、支払準備基金から1,000万円の追加繰入れを計上しました。

歳出では、財源充当の変更と、減額した収入分を予備費で調整をいたします。

歳入歳出総額から958万2,000円を減額する者であります。

ご審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、議案第58号「令和2年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれに143万4,000円を追加し、総額を7億7,001万9,000円とするものであります。

歳入予算は、保険料を18万9,000円減額し、国庫補助金を97万円、一般会計繰入金

65万3,000円増額しております。

歳出予算は、総務費を139万4,000円、地域支援事業費を4万円増加するものであります。

なお、保険給付費は補正金額がゼロではありますが、これまでの支払い実績に応じて各サービス費を増減しております。

次に、議案第59号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ3万8,000円を追加し、総額を1,670万8,000円とするものであります。

歳入予算では、繰入金を2,000円、繰越金を3万1,000円、財産収入を5,000円計上しております。

歳出予算では、経営管理費の委託料を3万3,000円、諸支出金の基金費を5,000円増額するものであります。

次に、議案第60号「令和2年度山形村水道事業会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入の営業収益に26万1,000円、営業外収益に8万7,000円を追加し、収益的支出の営業費用に245万7,000円を増額するもので、主に消火栓の取替えや、配水管の修繕工事によるものであります。

また、資本的収入では、負担金に228万6,000円を追加し、資本的支出の建設改良費に242万7,000円を増額するものであります。

内容は、消火栓の取替え工事によるものであります。

以上、補正予算5件について、提案説明を申し上げます。

ご審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第56号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは、議案第56号一般会計補正予算（第6号）の補足説明を申し上げます。

この一般会計の補正予算（第6号）は、歳入歳出に3,774万円を追加し、補正後の予算規模は49億7,570万5,000円となっております。

7 ページの事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

主な内容であります。歳入予算、中段になります 10 款、地方交付税に 3,011 万 7,000 円、14 款、国庫支出金に 242 万 9,000 円、20 款の諸収入に 449 万 6,000 円などを追加する一方、13 款、使用料及び手数料から 275 万 6,000 円を減額いたしました。

次に 9 ページを御覧いただきたいと思います。歳出であります。

目的別で大きく追加となりましたのは、2 款、総務費で 2,132 万 9,000 円。これは新型コロナウイルス感染症対策として、役場庁舎の部屋の一部を改修して、分散勤務室あるいは会議室等として利用可能とする工事、それからトレセン体育館のステージ下を防災倉庫として改修する工事などであります。

また、3 款、民生費では、1,740 万 1,000 円。これは障害者自立支援給付費等の増額が主なものであります。

そのほか 8 款、土木費では、264 万円、9 款、消防費では 254 万 9,000 円、10 款、教育費では 255 万 3,000 円をそれぞれ追加計上いたしました。

一方で、減額となっておりますのは、7 款、商工費の、1,207 万円で、これは新型コロナウイルス感染症対策の事業者特別支援臨時給付金 1,200 万円の減額が主なものであります。

5 ページに戻って、御覧いただきたいと思います。

第 2 表の債務負担行為補正であります。ミラ・フード館に設置をしました冷蔵ユニット借上げ料の期間について変更をするものであります。

次に 3 ページの第 3 表、地方債補正。公共施設等適正管理推進事業債について限度額を変更するという内容であります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 57 号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 58 号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 59 号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第 60 号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。これより議案第56号から議案第60号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第17、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました議案第51号から議案第60号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 9時47分）
